

令和4年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和4年10月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	欠
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第16号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第17号 農地法施行規則該当転用届について

報告第18号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年11月15日（火））

開会（午後1時30分）

議長

それでは、お忙しい中ご苦労さまです。農業のお米のときに一番忙しい時期です。ちょうど一番いい快晴のときにこうやってお集まりいただきましてありがとうございます。

この前、私もパトロールでずっと田んぼや畑を見て回ったんですが、ちょうど聖華保育園から鳩ヶ丘の向こう、すぐその向こうの道、すごいイノシシが荒らしまして、家の近くへ行ったらビーという物すごい大きく鳴る。びっくりしまして、田んぼ、畑をやりようる人に聞いたら、わしら、おりん中で農業せにゃいけんというのは初めてじゃというようなことを言よりましたけど、すごい農地が荒れてまして、作ってもほとんど取れることはないんだというふうなことも言われてました。今後、またそういうふうにイノシシの被害が出てくる可能性がありますので、パトロールする場合も気をつけてやってくださいという農地の人も。農業をしょうる人も、特にくくりわながあるんで気をつけてくださいというのを聞かされました。パトロールする場合、十分気をつけていただきたいと思います。

これより令和4年第10回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しており、また推進委員は11名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思います。ご異議ございませんか。

委員

異議なし声

議長

それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において11番渡邊委員、12番梶原委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

ここで事務局が発言を求めていますので、これを許可します。

事務局

失礼します。お配りしています地図のほうの1ページ、2ページをお開きいただきたいんですけども、訂正がございまして、議案第33号の634番の件についてなんですけど、丸で番号が1番から10番まで振ってございまして、実は、この①番に相当する部分が農業用倉庫ということで3条申請の対象にならなかったんですけど、手違いで図面上表示がされております。この①番がなかったものとしていただい

て、以下の番号を1番ずつ繰り上げていただいて、「2番」を「1番」、それから順次繰り上げて「10番」を「9番」ということで訂正をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長
事務局

それでは、634番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年10月14日提出。

番号634-1、金光町地頭下、畑、35.50平方メートル。同じく2ほかといたしまして、金光町地頭下、畑ほか、8筆、1,044.05平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長
委 員

次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

2番渡邊です。

地図は、先ほどの説明があった1ページ、2ページになります。

ちょうど夫婦池になるんですか、その北側になります。この案件は、生前贈与ということになります。長男が亡くなられて、跡を継ぐ者がいないので、〇〇〇〇のほうになるんですが、次男の方が全て取得するという事です。これからはちゃんと草刈り等、管理を行うということをおっしゃっておいまして、今もきれいになつてますが、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、634番の件についてご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、637番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。番号637、金光町八重、畑、171平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員

地図は3ページ、4ページになります。

場所は、八重踏切を北に100メートルのところですが、譲渡し人が相続をされたのですが、管理できないということで近所の譲受人に渡されるということです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、637番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、640番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号640、鴨方町小坂東、田、435平米。譲受人は、〇〇〇〇。
 譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願
 いたします。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 8番虫明です。
 地図のほうは5ページ、6ページになります。
 この場所なんですけれども、小坂東の土井谷地区の公会堂から北西方向へ大体30
 0メートルぐらい行ったところにございます。現在この譲受人がずっと以前から耕作
 をしており、譲渡し人も高齢なため、以前からこういう方向で話が進んでおったとい
 うことです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、640番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、643番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号643-1、寄島町、畑、95平米。同じく2、寄島町、畑、
 7.12平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由
 は贈与になります。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願
 いたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番梶原です。
 地図は7ページ、8ページに当たります。
 寄島の国頭地区公会堂のある、国頭の公会堂のある場所からちょっと山手に50メ
 ートルほど上った場所にあります。譲渡し人、譲受人の関係は親しい間柄で、譲渡し
 人の弟さんが県外のほうに出られて耕作をされる方がいらっしやらないということ

で、親しい譲受人のほうに譲られるそうです。問題はありません。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、643番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第34号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

647番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。

議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について。令和4年10月14日提出。

番号647、金光学園の西のほうなんです、290平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は住宅用地で、施設の概要として、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は9ページ、10ページになります。

場所は、金光学園の西のほうなんです、6部の消防機庫からずっと北へ入っていったところになります。現状は遊休農地で、きれいに草なんか刈っとんですが、このたび住宅を建てるとかというふうなことらしいです。用水の関係も、また近隣の人と調整をしながらきちっと対応するというふうなことをおっしゃったんで問題ないかなというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、647番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、650番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号650、鴨方町深田、畑、410平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要として、〇〇〇〇。農地区分は第2種でございますが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。
委 員 6番佐藤です。
地図は11ページ、12ページになります。
場所は、鴨方中学校から北へ約500、600メートルぐらいになりますか、北の
十字路がありまして、その十字路を西のほうへ取りますと約300メートルぐらい行
ったところになります。この申請人が高齢のために草取りもままならないというよ
うなことから、アパートを建てるんだということのようです。何ら問題ないかと思わ
れます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、650番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
645番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。
議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4
年10月14日提出。
番号645-1、金光町地頭下、田、78平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人
は、〇〇〇〇。同じく2、金光町地頭下、田、38平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転
用目的は道路で、施設の概要は、〇〇〇〇となります。農地区分は第3種です。一般
基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたし
ます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委 員 2番渡邊です。
地図は13、14ページですか、先般大規模な造成をするというふうなことで、県
道沿いなんです。その西、道を挟んで西側になるんですが、現状遊休農地です
ね。長年遊休農地で、今も草が生えとんですが、そこを県道を拡幅するというこ
とで、大規模な造成に絡んでだと思うんですが、拡幅するということが売却になっ
たということです。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、645番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、646番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号646、金光町占見新田、畑、829平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は住宅用地で、施設の概要として、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 大橋です。

地図は9ページから10ページになります。

場所は、金光学園のすぐ北になります。分譲住宅になりますが、用途地域内であり、土木の了解を得ておりますので、支障はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は 、 6 4 6 番 の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め 、 許 可 す る こ と に 決 定 を い た し ま す 。

6 4 8 番 の 件 に つ い て 、 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。

事務局 失礼します。番号648、金光町大谷、畑、104平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は宅地拡張で、施設の概要として、〇〇〇〇となります。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。

位置図は15ページ、16ページになりますが、ちょうど国道2号線の金光隧道と唐船の交差点の中ほどに点滅の信号機があるんですけど、それから南へ200メートル余り行ったところのちょうど池の西手になります。2人はいどこになるんですけど、このたび宅地の拡張ということでそういった話がまとまったようです。特に問題はないかと思いますが、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す 。

そ れ で は 、 6 4 8 番 の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、649番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号649-1、金光町地頭下、田、318平米。同じく2ほかとい
たしまして、金光町地頭下、田ほか、5筆、1、287平米。譲受人は、〇〇〇〇。
譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要といたしまして、〇
〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がございません。
一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願
いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

地図は17、18ページになります。

これは、枳池のちょっと北になるんですが、ゴルフの打ちっ放しに入る十字路があ
るんですが、そこをちょっと北へ二、三百メートル入ったところになります。現状は
遊休農地ということで草が生えとんですが、いつも草刈りはしてたんです。二、三年
前から分譲地ということでいろいろ話があったんですが、このたびまとまったとい
うふうなことです。これに入る水路もこの田んぼしかなかったんで、特に水路のほう
も問題ないというふうにおっしゃってございましたんで、特に問題はなかろうかと思
いますんで、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、649番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、651番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号651、金光町地頭下、田、190平米。譲受人は、〇〇〇〇。
譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は道路で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第
2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、
許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

地図は19ページ、20ページになります。

これも、さっきの大きな造成があります。造成しよんですが、そのちょっと東
側、中電の変電所のところなんですが、現況遊休農地ということで、長年草を生やし
とったんですが、県道の拡幅にするということで話がまとまったそうです。特に問題
なかろうかと思えますんで、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、651番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、644番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議長 議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年10月14日提出。

議長 番号644、金光町佐方、畑、5,245平米のうち2,260.57平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は土壌採取で、施設の概要として、土壌採取、2,260.57平米。全体的な面積は、9,452.62平米となります。転用期間は、令和5年10月31日までの一時転用となっております。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

議長 場所のほうは、佐方インターの南側に諏訪神社というか、お宮さんがございすが、その南東側に、境内からの南東側という形になります。これは、以前は畑という形になってましたけど、山というか、山林という形の扱いになってるところで、今はこの土壌採取のために結構雑木は抜いてるような状況です。ここは、どっちかというたら谷になってまして、谷ちゅうか、結構へっこんでまして、それを土壌採取をしてもらって、逆に今度はそこを平らにして畑にして戻してもらおうと、返してもらおうということを貸出人のほうから聞いておりますんで、特に問題はないです。その隣も、隣は今農地から外れてるんですけど、結構平らに直してるところ、まだがたがたですけど、そういったところですので、特に問題はないかなというふうに思います。

議長 以上です。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、644番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 議案第36号農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局の説明を求めます。

議長 なお、8番虫明委員が当事者となっておりますので、農業委員会法第3

1条の規定による議事参与の制限により、虫明委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いします。

(虫明委員 退場)

議 長
事務局

それでは、お願いいたします。

失礼します。議案書は6ページ並びに7ページになります。

議案第36号農用地利用集積計画につきまして。令和4年10月14日提出。

それでは、説明いたします。

番号13番から25番の13件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は11名、農地は19筆です。更新が16筆、新規が3筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が2筆、3年以上6年未満が16筆、10年以上が1筆の以上となります。

次に、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田1万3,282平方メートル、畑2,315平方メートル、計1万5,597平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員

なし声

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

それでは、虫明委員に入室をしてもらってください。

(虫明委員 入場)

議 長

虫明委員に報告します。

議案第36号については承認されました。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は9ページになりますので、お聞きください。

報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年10月14日。

番号638、金光町占見新田、畑、787平米のうち210平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は、ともに令和4年9月8日となっております。

番号639-1、金光町占見新田、畑、14平米。同じく2、金光町占見新田、畑、787平米のうち577平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は、ともに令和4年9月7日となっております。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第17号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますので、お開きください。

報告第17号農地法施行規則該当転用届について。令和4年10月14日提出。

番号635、金光町佐方、田、869平米のうち166平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要として、〇〇〇〇。農地区分は第2種です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第18号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになりますので、お開きください。

報告第18号形状変更届について。令和4年10月14日提出。

番号636、鴨方町深田、田、189平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で、〇〇〇〇です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局からの報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 失礼します。今回のその他事項については、4件ございます。

①浅口市農業委員会会議規則の一部改正について

②農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案のパブリックコメントの募集について

③市の事業について

④次回の委員会について。

議 長

ほかにはないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後２時１３分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩